

長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、過疎地域等に居住する高校生の通学に要する費用の軽減を図ることにより、過疎地域等における定住を維持し、及び移住を促進し、並びに公共交通機関の維持に資するため、高校生の路線バスの通学定期券の購入又は乗合タクシーの乗車運賃の支払に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域等 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定に基づき市内で過疎地域とみなされる戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条並びに浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（豊栄・西条）、若穂（保科）、七二会及び信更の各地区をいう。
- (2) 高校生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒をいう。ただし、高等専門学校に在籍する生徒にあつては第1学年から第3学年まで、専修学校にあつては高等課程に在籍する生徒に限る。
- (3) 路線バス 市又はバス事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車をいう。
- (4) 乗合タクシー タクシー事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車をいう。
- (5) 路線バス等 路線バス及び乗合タクシーをいう。
- (6) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するため路線バスを使用する者に対して市又はバス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する券（ICカードを含む。）をいう。
- (7) 乗車運賃 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するため乗合タクシーを使用する者が、当該乗合タクシーを使用するために当該タクシー事業者に対して支払う運賃をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるいずれにも該当する高校生とする。

- (1) 自宅が過疎地域等にあること。
- (2) 自宅から高等学校等への通学に当たり、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により路線バス等に乗車し、かつ、当該路線バス等の乗車について次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める条件を満たしていること。

ア 路線バス 通学定期券を使用すること。

イ 乗合タクシー ICカード（スマートフォンに格納されるものを含む。以下同じ。）を使用すること。

- (3) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限（高等専門学校にあっては、3年とする。以下この号において同じ。）を超えていないこと。ただし、在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（補助金の手続を行う者）

第4 補助金の交付の申請その他この要綱の規定に基づく手続を行うことができる者は、第3に規定する要件を満たす高校生の保護者（親権者、未成年後見人その他当該高校生と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。以下同じ。）に限るものとする。

（補助対象区間）

第5 補助金の対象となる路線バス等の区間（以下「補助対象区間」という。）は、高校生が通学のために常例として使用する自宅から最も近い路線バス等の停留所から、次の各号に掲げる路線バス等の停留所までの乗車区間のうち、いずれか短い区間とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる路線バス等の路線に応じて、同表の右欄に定める路線バス等の停留所

路線	路線バス等の停留所
急行ループ橋経由戸隠線、鬼無里線、新町大原橋線、高府線、西条線、若槻団地線、西裾花台団地線、金井山線、松代線、大豆島川田線	長野駅
松代篠ノ井線、乗合タクシー篠ノ井新町線	篠ノ井駅
乗合タクシー芋井銚子口線	花の小路

- (2) 乗換えのために降車する路線バス等の停留所（過疎地域等の路線バス等の停留所において路線バス等を降車しなければならない特段の事情がある場合の当該路線バス等の停留所を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、通学の方法、公共交通機関の事情その他の市長が認める事情により同項の規定による補助対象区間の設定が困難である場合における補助対象区間は、市長が別に定める。

（補助金の対象経費及び額）

第6 補助金の対象経費及び額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	対象経費	単位	補助金額
(1) 路線バスを使用する場合（(3)に該当する	通学定期券の購入に要する経費	月額	補助対象区間に係る1月間の通学定期券の購入に要する金額として路線バスの路線及び当該通学定期券の有効期間に応じて市長が別に定めるところにより算定する金額

場合を除く。)			(以下「定期券の月額」という。)から、18,000円を控除して得た金額(その額が1万円を超えるときは、1万円とする。)
(2) 乗合タクシーを使用する場合 (3) に該当する場合を除く。)	乗車運賃の支払に要する経費	月額	補助対象区間に係る乗車運賃に1月間に高校生が通学のために乗合タクシーを使用したものとして市長が認める回数に乗じて得た金額(その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)(以下「乗車運賃の月額」という。)
(3) 路線バス及び乗合タクシーを使用する場合	通学定期券の購入及び乗車運賃の支払に要する経費	月額	定期券の月額及び乗車運賃の月額の合計額から、18,000円を控除して得た金額(その額が1万円を超えるときは、1万円とする。)

- 2 通学定期券の有効期間に4月1日(以下この項において「基準日」という。)前の期間及び基準日以後の期間の両方の期間が含まれる場合においては、当該通学定期券の初日から同日から起算して1月を経過する日までの期間を1月分として算定する月の算定期間(以下この項において「単位期間」という。)のうち、基準日の属する単位期間に係る補助金については、当該単位期間のうち、当該単位期間の初日から基準日の前日までの日数又は基準日から当該単位期間の末日までの日数のいずれか多い日数が属する年度を、当該単位期間に係る補助金の交付対象年度とする。

(補助金の交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる高校生の学生証の写しその他の在学を証する書類として市長が適当と認めるもの
- (2) 通学定期券の写し又はICカードの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

第8 第4の規定による補助金の交付申請をした高校生の保護者は、その申請内容に変更が生じたときは、遅滞なく長野市過疎地域等高校生通学費補助金内容変更等承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、申請内容の変更を確認できる書類を添付するものとする。ただし、その変更に係る申請の内容に関する住民基本台帳等の確認又は路線バス等の運行会社及び通学定期券の発行会社(以下「路線バス等の運行会社等」という。)への照会について、保護者から事前に同意を得た場合において、住民基本台帳等の確認又は路線バス等の運行会社等への照会をすることにより変更の内容を確認できるときは、この限りでない。

(実績報告書)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市過疎地域等高校生通学費補助金実績報告書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助金の交付申請に係る通学定期券の写し又はICカードの写しその他の対象経費の支払が確認できる書類として市長が適当と認めるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、交付申請に係る通学定期券の有効期間が満了した日（一の交付申請に係る通学定期券が複数あるときは、当該複数の通学定期券のうち、有効期間の満了の日が最も遅い日）若しくは補助金の交付決定のあった日の属する年度の乗車運賃の最後の支払日から30日以内又は当該年度の末日とする。

4 前項の規定にかかわらず、通学定期券の有効期間が満了する日が当該年度の3月31日より後の日である場合における第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

（実績報告書の提出の特例）

第10 市長は、通学定期券の利用実績及び乗車運賃の支払実績に関する路線バス等の運行会社等への照会について保護者から事前に同意を得た場合においては、当該路線バス等の運行会社等への照会をすることにより通学定期券の利用実績及び乗車運賃の支払実績を確認するものとする。

2 市長は、路線バス等の運行会社等への照会により通学定期券の利用実績又は乗車運賃の支払実績を確認したときは、その旨を保護者に対して通知するものとする。

3 保護者は、前項の規定による確認の通知があったときは、規則第9条の規定にかかわらず、実績報告書等の提出をしないことができる。

（交付請求書）

第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において交付決定のあった月から次項の規定により概算払に係る請求書を提出した月までの月数に相当する月数に係る補助金については、概算払により交付を受けることができる。

3 前項の規定による概算払の請求は、長野市過疎地域等高校生通学費補助金概算払請求書（様式第5号）に概算払に係る通学定期券の写し又はICカードの写しその他市長が必要と認める書類を市長に提出して行うものとする。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年長野市告示第199号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定に基づく長野市過疎地域高校生通学費補助金は、交付申請に係る

通学定期券の有効期間の末日が平成29年4月1日以後の日まで継続するものについて適用する。

附 則（平成30年長野市告示第 127号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市過疎地域高校生通学費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金から適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年長野市告示第122号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市過疎等地域高校生通学費補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金から適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月27日長野市告示第 650号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市過疎等地域高校生通学費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の補助金から適用し、令和7年度分までの補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第7関係）

（表）

長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年度における長野市過疎地域等高校生通学費補助金 円を交付し
てください。

記

1 高校生の通学状況

学 校 名 ・ 課 程		学 年	第	学 年
申 請 の 対 象 と なる 高 校 生	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日生（満 歳）		

(裏)

2 路線バスの乗車区間・通学定期券

乗車区間 (乗車～乗換又は降車)	定期券 使用	定期券 の種別	購入単位	定期券の 購入代金
～ (乗換・降車)	有・無	片道 往復	箇月	円
～ (乗換・降車)	有・無	片道 往復	箇月	円
～ (乗換・降車)	有・無	片道 往復	箇月	円
～ (乗換・降車)	有・無	片道 往復	箇月	円

3 乗合タクシーの乗車区間・乗車運賃

乗車区間 (乗車～乗換又は降車)	乗車 種別	乗合タクシーの 運賃 (片道)
～ (乗換・降車)	片道 往復	円
～ (乗換・降車)	片道 往復	円

4 関係書類

- (1) 補助金の交付対象となる高校生の学生証の写しその他の在学を証する書類として市長が適当と認めるもの
- (2) 通学定期券の写し又はICカードの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

上記の補助金の申請に関し、長野市が住民基本台帳等により高校生に係る補助申請要件を確認すること並びに通学定期券の購入、乗車運賃の支払その他の路線バス等の利用の状況等について路線バス等の運行会社及び通学定期券の発行会社に照会をすることについて同意いたします。

保護者氏名

※ 長野市記入欄

補助対象区間に係る通学定期券の購入又は乗車運賃の支払に要する金額として算定する金額 (A)	円
1万8,000円* 箇月 (B)	円
交付決定金額 (A - B)	円

様式第2号（第8関係）

長野市過疎地域等高校生通学費補助金内容変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市過疎地域等高校生通学費補助金の内容を下記のとおり変更したの
で、承認してください。

記

1 高校生の通学状況

学 校 名 ・ 課 程		学 年	第	学 年
申 請 の 対 象 と なる 高 校 生	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日生（満 歳）		

2 承認に係る変更等の内容・理由

変更に係る内容	
変更する理由	

3 関係書類 申請内容の変更を確認できる書類

様式第3号（第9関係）

（表）

長野市過疎地域等高校生通学費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度長野市過疎地域等高校生通学費補助金に係る通学定期券を下記のとおり
実施しました。

記

1 高校生の通学状況

学 校 名 ・ 課 程		学 年	第	学 年
申 請 の 対 象 と なる 高 校 生	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日生（満 歳）		

(裏)

2 路線バスの通学定期券の利用実績

乗車区間	定期券の有効期間	定期券の種別	定期券の購入代金
～	年 月 日から 年 月 日まで	片道・往復	円
～	年 月 日から 年 月 日まで	片道・往復	円
～	年 月 日から 年 月 日まで	片道・往復	円
～	年 月 日から 年 月 日まで	片道・往復	円
～	年 月 日から 年 月 日まで	片道・往復	円

3 乗合タクシーの乗車運賃の支払実績

乗車区間	片道運賃	各月の利用回数(片道)				乗車支払額
		4月	5月	6月	7月	
～	円	4月	5月	6月	7月	円
		回	回	回	回	
		8月	9月	10月	11月	
		回	回	回	回	
		12月	1月	2月	3月	
回	回	回	回			

4 関係書類

- (1) 補助金の交付申請に係る通学定期券の写し又はICカードの写しその他の対象経費の支払が確認できる書類として市長が適当と認めるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第11関係）

長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあった 年度
 長野市過疎地域等高校生通学費補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | |
|------------------|---|
| 1 確定額 | 円 |
| 2 受領済額（概算払がある場合） | 円 |
| 3 請求額 | 円 |
| 4 送金先 | |

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協						支店 支所 出張所						
	預金種別		口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入してください。）										

様式第5号（第11関係）

長野市過疎地域等高校生通学費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者（保護者）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあった
年度長野市過疎地域等高校生通学費補助金の概算払を受けたいので、下記のとおり交付してください。

記

- 1 交付決定額 円
2 請求額 円
3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)											
	銀行・金庫 信組・農協	支店 支所 出張所										
	預金種別	口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座											
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)											
	記号	番号（右詰めで記入してください。）										